議案第201号

福岡市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準を定める 条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法施行令等の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所における人員及び施設の基準を定める必要があるによる。

福岡市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準を定める 条例の一部を改正する条例

福岡市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準を定める条例 (平成28年福岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例

第1条中「(第2項を除く。)」及び「の専属薬剤師の配置並びに病院」を削る。

第4条第3項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改める。

第5条の次に次の2条を加える。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

- 第6条 法第21条第2項第1号の条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数
- 2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第7条 第5条第2号から第4号までの規定は、法第21条第2項第3号の条例で定める施設 及びその構造設備について準用する。

附則に次の3項を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

- 5 療養病床を有する診療所に置くべき看護師, 准看護師及び看護補助者の員数は, 当分の間, 第6条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず, 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし, そのうちの1については, 看護師又は准看護師とする。
- 6 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第6条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号並びに前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1 (療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)
- 7 平成13年3月1日において現に開設されている診療所の建物(平成13年3月1日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年3月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床を有する診療所であって、第7条において準用する第5条第2号から第4号までに掲げる施設を有しないもの(平成13年3月1日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、当該規定は適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。